

リバティおおさか資料移管協議会最終報告
～大阪人権博物館の所蔵資料を大阪公立大学で保管・活用するために～

1 これまでの経過

- (1) 2022年8月26日、大阪人権博物館(以下、リバティおおさか)から大阪公立大学(以下、公立大学)に対し提案があった。
- (2) 提案の具体的な内容は、リバティおおさかが所蔵する貴重な資料を公立大学に無償で寄贈することにより、公立大学において適切に保存・管理し、次世代に引き継ぐとともに、あわせて研究・教育・展示の資料として活用することとし、そのために、リバティおおさかは資金面で一定の支援を行うというものである。
- (3) 公立大学としては、リバティおおさかからの提案があった資料について、研究者を中心とする関係者による実地検分を行い、研究・教育の観点から多角的に有効活用が可能な価値の高いものが多数含まれていることが確認できたため、学内に「学術資料受入検討委員会」を設置し検討を進めた。
- (4) リバティおおさかが資料移管に係る経費を支援するための寄付金を募集するにあたり、公立大学としての見解を求められたため、2023年3月16日、「学術資料受入検討委員会」は、一定の条件が整うことを前提にリバティおおさかの提案を実現するべく前向きに検討するとの見解を示した。
- (5) 2023年5月から、リバティおおさかと公立大学(「学術資料受入検討委員会」の関係者)で「リバティおおさか資料移管協議会」を設置し、2025年度を目途とした資料の移管と活用に関する協議を定期的で開催することが確認された。

2 リバティおおさか所蔵資料に対する認識と意義

- (1) リバティおおさかが所蔵する約3万点の資料は、人権に関する日本国内で最も豊富な資料群であり、次世代に継承すべき社会的共有財産としての評価に値する。
- (2) 大阪公立大学の大学憲章には、「その都市が抱える多くの諸課題に対して、さまざまな英知を結集して正面から取り組み、その成果を人々とともに分かち合うことは、都市に位置する大学としての重要な使命である。この使命の達成に向けて、大学において培われた人類普遍の真理の探究と、人権・自由・平等・平和の尊重という精神はきわめて大きな意味をもっている」と定められている。このことはリバティおおさかの基本理念と一致するものである。
- (3) リバティおおさかが所蔵する資料を公立大学に移管することは、資料の散逸を防ぎ、公立大学が資料を研究、教育に活用することで、大学憲章に定められた使命を果たしていくとともに、国、地方自治体における人権に関わる諸課題に対し、大学研究シーズをマッチさせることにより、「都市シンクタンク機能」としての役割も担い、人権啓発事業の促進、国際的な潮流である人権意識の確立に向けた大きな意義を持つものである。

3 最終報告の整理

「リバティおおさか資料移管協議会」は、以上のような認識の下、2024年度末を目途に協議・検討を進めており、これまで13回におよぶ協議・検討によって合意、確認された事項、今後の検討課題を最終報告として以下に整理する。

(1) 資料の移管場所、移管時期

- ① 移管する資料を公立大学内で保存管理するために、杉本キャンパス1号館1階東側を改修し収蔵庫を設置する方向で調整を進めている。
- ② 移管する時期は、収蔵庫の工事完成後2025年度末以降を想定している。
- ③ 収蔵庫については、壁面、出入り口などの改修工事を行い、棚、ラック、収納ケース、作業・閲覧机、パソコン、撮影機器などの備品を設置する予定であるが、空調、防火等の設備は現状のものを活用する。

(2) 資料の移管、保存、管理

- ① 移管する約3万点の資料は、分野として被差別部落、女性、在日コリアン、アイヌ民族、沖縄(ウチナーンチュ)、性的マイノリティ(LGBTQ)、障害者、ハンセン病回復者、公害被害者、形態として古文書、古地図、屏風、錦絵、典籍、卷子、文献、運動資料、ポスター、民具、産業資料、生活資料、映像、写真、レコードなどリバティおおさかが所蔵している全ての資料である。
- ② 2024年3月末にリバティおおさかは公立大学にこれら資料の仮目録を提出しているが、資料の移管までに詳細目録を作成し、収蔵庫への配架、その後の教育研究に活用できるような形で公立大学に提供する。
- ③ 資料の収蔵庫での配架については、公立大学とリバティおおさかで調整の上、共同で行う。
- ④ 資料の保存管理に関しては、保存管理規定と取扱マニュアルを作成し、人権とプライバシーに関するコンプライアンスを遵守するとともに安全で良好な保存管理に万全を期す。
- ⑤ セキュリティ対策、組織体制(事務の窓口、担当職員の配置)を明確化するために収蔵庫の設置・運営、資料利用規定(取扱要項)などを整備する。

(3) 研究・教育における資料の活用

- ① 資料の研究・教育における活用は公立大学が主体的に行う。
- ② 具体的には各学問分野の研究と教育、人権関係科目、学芸員養成、博物館実習などが想定される。また、公立大学が所蔵する様々な資料と併せた発展的な活用が可能となる。

(4) 展示における資料の活用

- ① 資料の展示は、研究・教育の一環として公立大学が主体的に行う。
- ② 展示を具体化するため、公立大学においてリバティおおさかの助言を得ながら、展示の方法などについて検討する。

(5) 移管後における公立大学とリバティおおさかとの協力関係

- ① 公立大学に移管後の資料の保存管理、展示などの運営に関しては、リバティおおさかがこれまで培ってきた技術的ノウハウの供与などの協力関係について、必要に応じて契約書、協定書、覚書などを交わす。
- ② 協定書等にはリバティおおさかが移動展、企画展などを開催する場合の資料の貸し出し、閲覧方法などに関するルールも盛り込む。

(6) 資料の移管と活用のための初期費用の概算

- ① 公立大学での収蔵庫の改修・設備工事と備品配置。
*改修工事……床、壁面、出入り口など
*備品設置……棚、ラック、収納ケース、作業机、閲覧机、パソコン、撮影機器など
- ② 公立大学での展示のための費用
*固定ケース設置、移動ケース、パネル製作、映像制作、キャプション製作
- ③ 関係する必要な諸経費。
- ④ 今後の課題……ランニングコストの検討
*人件費 *活用に関する経費 *光熱費(学内吸収)

(7) 資料の移管と活用に関する必要経費の調達等

- ① リバティおおさかは、2023年12月から2025年3月までの間、資料受け入れに係る公立大学支援のための寄付金(目標額2億円)を募集しており、集まった寄付金を公立大学に提供する。
- ② 提供された寄付金は公立大学が自らの判断で、資料の移管と活用に係る初期費用及びランニングコストに充てる。
- ③ 学術・研究資料を保存管理、活用するために、公立大学の設置団体である大阪府・大阪市に対し必要な協力を求めていく。

■ リバティおおさか資料移管協議会 メンバー

- 大阪人権博物館 朝治 武
吉村 智博
- 大阪公立大学 千田 豊
松尾 繁廣